

R05－083

原議保存期間	5年(令和10年3月31日まで)
--------	------------------

佐本務発第165号

佐本広発第28号

令和5年2月17日

各部長

各参事官 殿

各所属長

有効	令和10年3月31日まで
----	--------------

企画第二係	
-------	--

佐賀県警察本部長

被害相談等に適切に対応するための体制整備について（通達）

犯罪被害者及び相談者（以下「被害者等」という。）の心情に寄り添った適切な対応を行うためには、被害相談等の各種相談に対して、被害者等の希望する性別の職員が対応することが求められる。

一方で、被害者等が女性警察官による対応を希望する場合、女性警察官の配置が男性警察官に比べ大幅に少ない現状から、被害者等の要望に十分に沿えない状況が生じるおそれがあるため、各位にあっては、下記のとおり、被害相談等に適切に対応するための体制の整備に特段の配慮をされたい。

なお、「女性被害者等に適切に対応するための体制整備について（通達）」（平成29年4月26日付け佐本務発第437号ほか）は廃止する。

記

1 体制整備の趣旨

被害相談等に適切に対応する体制を整備することにより、被害者等の心情に根ざした業務を推進し、被害の不安に困り苦しむ人に応える警察を確立する。

2 警察署における体制の整備等

(1) 被害者等の要望に応じた対応等

事件として対応すべき事案及び事件に発展するおそれのある事案について被害者等から事情聴取等を行う場合には、被害者等の要望に応じた性別の警察官による対応など、被害者等の心情に配慮した対応を確実に行うこと。

(2) 被害者等の心情に配慮した対応を行うための相談及び支援体制の整備等

被害者等の心情に配慮した対応を確実に行うため、女性警察官が夜間・休日を含め、適宜警察相談等を受理し、被害者等の支援に加わるための体制（以下「女性警察官による相談受理体制」という。）の整備に努めること。

(3) 警察署のブロック運用

ア 女性警察官による相談受理体制を確保するため、次表のとおり全警察署を4ブロックに分ける。

ブロック名	警察署名
第1ブロック	佐賀南警察署、武雄警察署、白石警察署、鹿島警察署
第2ブロック	佐賀北警察署、小城警察署
第3ブロック	神埼警察署、鳥栖警察署
第4ブロック	唐津警察署、伊万里警察署

イ 女性警察官が入校、各種休暇等のため不在であるなど、自署において前記(1)の対応を行うことが困難な場合は、ブロック内の警察署との連携により、適切な対応を行うこと。

ウ 前記イにより支援を求められた警察署は、特段の事情がない限り、女性警察官を派遣するなどの支援を行うこと。

エ 勤務計画の策定に当たっては、女性警察官による相談受理体制に間隙が生じないように、ブロック内警察署間で調整を図り、できる限りブロック内において女性警察官の勤務員が不在となる状況が生じないように配慮すること。

3 本部事件主管課における体制の整備等

本部事件主管課は、警察署からの支援要請を受けた場合は、女性警察官を派遣するなど、被害者等の心情を踏まえ、適切に対応できるよう確実な支援を行うこと。

4 留意事項

前記2及び3の運用にあつては、夜間・休日の呼出し等による女性警察官の業務負担への配慮等が必要であることに留意すること。